第３章　　重要水防箇所

第３章　　重要水防箇所

第１節　重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

郡山市内の国土交通省管理河川及び福島県管理河川における重要水防箇所は、重要水防箇所評定基準により指定されており、その設定箇所は資料編のとおりである。

重要水防箇所評定基準　（国土交通省：令和７年度重要水防箇所評定基準（案）より）

種　別	重　要　度　等		
	Ａ水防上最も重要な区間	Ｂ水防上重要な区間	要　注　意　区　間
超水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変化の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変化の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等から	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていな	

	みて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある個所。 　水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	いが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 　堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 　水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
水　衝 ・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 　橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 　橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

種　別	重　要　度　等		
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	要　注　意　区　間
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡または旧川跡の箇所。
陸　閘			陸閘が設置されている箇所。